

平成19年12月21日
警 察 庁

被害者等への捜査状況等の連絡状況について

1 「被害者連絡実施要領」について

(1) 経緯

警察庁では、捜査等に関する情報提供についての要望の高まりを踏まえ、平成8年7月に「被害者連絡実施要領」を定め、殺人罪、強姦罪等の身体犯等の被害者又はその遺族に対し、捜査状況等についての連絡の推進を図っている。

平成18年12月には、被害者連絡実施要領について、連絡対象事件の追加、連絡内容の拡充等の改正を行ったところである。

(2) 連絡要領

被害者から事情聴取を行った捜査員等が、被害者の意向を踏まえた上で、刑事手続及び犯罪被害者のための制度について連絡するほか、

被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡

被疑者の逮捕時には、被疑者検挙の旨、被疑者の人定その他必要と認められる事項についての連絡

送致時等においては、送致先検察庁、処分結果（起訴、不起訴、処分保留等）、公訴を提起した裁判所（起訴の場合のみ）その他必要と認められる事項の連絡

等を行うこととしている。

(3) 少年事件関係

犯罪少年事件や触法少年事件についても、以上のような実施要領に基づいて被害者への連絡が行われることとなるが、

被害者に被疑少年の人定その他必要と認められる事項を連絡することにより被疑少年の健全育成を害するおそれがあると認められるとき

触法少年事件の場合

は、被疑少年等の人定等に代えてその保護者の人定等を連絡することとしている。

2 その他

被害者連絡実施要領の連絡対象事件となっていない事件についても、捜査への支障等のない限り、被害者の情報提供に係る要望に配慮しつつ対応している。